**平成２３年（フ）第２２号**
長野県岡谷市長地権現町２丁目１番68号
債務者　坂本　玉子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部
**平成２３年（フ）第６６号**
三重県四日市市小杉町914番地５
債務者　本間　茂夫
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
**平成２３年（フ）第６７号**
三重県桑名市大字北別所319番地
債務者　寺澤　理佳
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
**平成２３年（フ）第７２号**
三重県四日市市大矢知町525番地１　フェアリーランドＢ106
債務者　宮脇　令裕
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
**平成２３年（フ）第７３号**
三重県四日市市川北１丁目３番８号
債務者　永江　亜矢（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
**平成２３年（フ）第１３０号**
兵庫県伊丹市鴻池６丁目25番13号、前住所長崎県大村市赤佐古町123番地１　市営常磐アパートＣ棟５号
債務者　山口真由美
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部
**平成２３年（フ）第２６４号**
兵庫県尼崎市三反田町３丁目12番23号、前住所兵庫県明石市大久保町八木97番地の９
債務者　小西　晴之
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
**平成２３年（フ）第１８号**
愛媛県宇和島市長堀３丁目５番６号
債務者　田中　　寛
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部
**平成２３年（フ）第２３号**
愛媛県宇和島市川内甲2467番地９
債務者　音地かおり
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部
**平成２３年（フ）第１２４号**
高知市吉田町６番17号　メイポール108
債務者　池知奈緒子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
高知地方裁判所破産係
**平成２３年（フ）第１３０号**
高知市旭天神町76番地
債務者　内藤　計広
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
高知地方裁判所破産係
**平成２３年（フ）第１４０号**
高知市百石町３丁目20番６号　コーポ武島401、申立時の住所高知市中万々70番地17小島マンション102
債務者　山﨑美智恵
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
高知地方裁判所破産係
**平成２３年（フ）第１５号**
福岡県田川郡糸田町1068番地１
債務者　石川　　勝
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所田川支部
**平成２３年（フ）第１６号**
福岡県田川市大字夏吉197番地18　ラベンダーハウス桐ヶ丘201
債務者　佐藤　紀子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所田川支部
**平成２３年（フ）第１７号**
福岡県田川郡添田町大字庄1838番地の２
債務者　泉　　和彦
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所田川支部
**平成２３年（フ）第１８号**
福岡県田川郡添田町大字庄1838番地の２
債務者　泉　くるみ
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所田川支部
**平成２３年（フ）第２６号**
福岡県田川郡福智町金田350番地
債務者　坂見　加奈
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所田川支部
**平成２３年（フ）第５９６号**
横浜市南区永田山王台33番13―204号
債務者　山崎　隆司
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部